

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年 9月25日(月)

今週のことば

「年収の壁」対策

パート労働者等が社会保険上、配偶者の扶養から外れる年収の壁（106万円・130万円）について、政府は就労促進のため助成金の創設などを来月から実施する方針。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/25(月) 赤口

26(火) 先勝 彼岸明け

27(水) 友引 世界観光の日

28(木) 先負 ラグビーW杯（対サモア戦）

29(金) 仏滅 十五夜

30(土) 大安 体操世界選手権（ベルギー）

10/ 1(日) 赤口 全国労働衛生週間（～7日）、法の日

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

9/18(月) 敬老の日

19(火) 33,243 ▼290 147.64 △0.11

20(水) 33,024 ▼219 148.13 ▼0.49

21(木) 32,571 ▼453 148.24 ▼0.11

22(金) 32,402 ▼169 148.26 ▼0.02

本年10月から始まる主な制度(税制関連)

来月から変わる主な税制関連は次のとおりです。

◎インボイス制度の導入……インボイス発行事業者は買手（課税事業者に限る）の求めに応じてインボイスを交付する義務があり、買手は仕入税額控除の要件として原則、インボイスの保存等が必要となります（簡易課税制度や2割特例を適用する場合、仕入税額控除のためのインボイス保存は不要）。なお、インボイスの交付義務は「10月1日以降の取引」について生じるため、9月中の取引について10月に請求書等を交付する場合、交付義務はありません。

◎酒税の税率見直し……平成29年度税制改正によるビール系飲料（ビール、発泡酒、新ジャンル）の税率一本化や、醸造酒類（清酒、果実酒等）の税率一本化などに向けて、令和2年10月から段階的な見直しが実施されています。本年10月に、ビール系飲料の2回目（3回中）の見直しにより、ビールの税率は350ml当たり6.65円引下げとなり、新ジャンルは9.19円引上げとなります。また、醸造酒類は2回目（2回中）の見直しにより、清酒の引下げや果実酒の引上げが行われ、税率が一本化します。

◎ふるさと納税の返礼品に係る基準変更……ふるさと納税の対象となる地方団体が返礼品を行う場合などのルールが改正され、寄附金の5割以下とされている「募集に要する費用」は、ワンストップ特例や寄附金受領証に関する事務など募集に付随する費用も含めて寄附金の5割以下にすることとされました。また、「食肉の熟成」及び「玄米の精白」については原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるものに限られる等の見直しが行われ、返礼品の内容や寄附金額などが変わる可能性があります。

■ この記事の詳細は、情報BOX201536

高速道路利用に係るインボイス(ETCクレカ)

事業者が高速道路を利用した際、ETCクレジットカード（高速道路会社が発行するETCコーポレートカード等を除く）で精算した料金に係る仕入税額控除を受けるには原則、ウェブ上のETC利用照会サービスで「利用証明書（簡易インボイス）」をダウンロードして保存する必要があります。

なお、カード会社から受領する「クレジットカード利用明細書」は通常、インボイスには該当しませんが、高速道路の利用頻度が高いなどで全ての利用証明書の保存が困難な場合は、カード利用明細書（個々の利用内容が判明するもの）と、利用した高速道路会社等ごとに任意の一取引の利用証明書を併せて保存する対応も認められます。

65歳以上の高齢者人口と就業状況

総務省が公表した「統計からみた我が国の高齢者」によると、65歳以上の高齢者人口（今年15日現在の推計）は前年比1万人減少の3623万人で、昭和25年（1950年）以降初めて減少しましたが、総人口に占める割合は29.1%と過去最高を更新しました。また、75歳以上は初めて2千万人を超え、10人に1人が80歳以上となっています。

また、高齢者の就業者数は19年連続の増加となる912万人（就業率25.2%）であり、就業者総数の13.6%を占めています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和5年10月から変わる主な制度（税制関連）

◆インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施

・インボイス（適格請求書）とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、①発行事業者の氏名又は名称及び登録番号、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）、④課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率、⑤税率ごとに区分した消費税額等、⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称、が記載された書類やデータをいいます（相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能）。

・売手であるインボイス発行事業者は、令和5年10月以降の取引について、買手である取引相手（課税事業者）からの求めに応じてインボイスを交付する義務があります（交付したインボイスの写しの保存も必要）。

・買手（課税事業者）は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として売手であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスと一定の事項を記載した帳簿の保存が必要となります（簡易課税制度などの適用事業者はインボイスの保存は不要）。

・インボイスが発行できない免税事業者からの仕入れは経過措置により、令和5年10月1日～令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日～令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%を仕入税額とみなして控除できます。

◆酒税の税率見直し

平成29年度の税制改正において、ビール系飲料（ビール、発泡酒、新ジャンル）は税率を1kl当たり155,000円に統一、醸造酒類（清酒、果実酒等）は1kl当たり100,000円に統一する改正が行われ、令和2年10月1日から段階的に実施されます。

◎ビール系飲料（ビール、発泡酒、新ジャンル）の税率見直し

令和8年10月に1kl当たり155,000円（350ml換算54.25円）に統一するための二段階目の見直しが令和5年10月に行われ、次のように変更されます。

*ビール及び発泡酒（麦芽比率50%以上）

現行1kl当たり200,000円（350ml換算70円）→181,000円（63.35円）に引下げ

*発泡酒（麦芽比率25%以上50%未満）

現行1kl当たり167,125円（350ml換算58.49円）→155,000円（54.25円）に引下げ

*発泡酒（麦芽比率25%未満）

現行1kl当たり134,250円（350ml換算46.99円）→変更なし

*新ジャンル（第三のビール）

現行1kl当たり108,000円（350ml換算37.80円）→134,250円（46.99円）に引上げ

※ホップを原料の一部とした酒類で一定のもの（いわゆる「新ジャンル」）については、令和5年10月に品目が発泡酒となり、税率も麦芽比率25%未満の発泡酒と同一になります。

◎醸造酒類（清酒、果実酒等）の税率見直し

醸造酒類（清酒、果実酒等）の税率については、1kl当たり100,000円に統一するための二段階目（最終）の見直しが令和5年10月に行われ、次のように変更されます。

*清酒：現行1kl当たり110,000円→100,000円に引下げ

*果実酒：現行1kl当たり90,000円→100,000円に引上げ

◆ふるさと納税の返礼品に係る基準変更

・ふるさと納税の対象となる地方団体は、基準に適合する団体として総務大臣の指定を受ける必要がありますが、寄附金の5割以下とされている「ふるさと納税の募集に要する費用の額（返礼品等の調達や送付、広報、決済、事務に係る費用など）」について、費用の対象にワンストップ特例に関する事務や寄附金受領証に関する事務など、募集に付随して生じる事務費用が追加されることになり、これらを含めて算定した費用が寄附金の5割以下となる必要があります。

・返礼品等の地場産品基準も見直しが行われ、「食肉の熟成」及び「玄米の精白」については、原材料が当該地方団体が属する都道府県内産であるものに限られます。

・また、地場産品と地場産品以外がセットになった返礼品については、地場産品の価値が7割以上である場合に限られます。